

出版者と隣接権制度

立教大学法学部 上野達弘

I はじめに

II 議論状況

1 報告書等

- ・『著作権制度審議会答申説明書』（1966年4月20日）
- ・『著作権審議会第八小委員会（出版者の保護関係）報告書』（1990年6月）
- ・知的財産戦略本部『知的財産推進計画2004』（2004年5月27日）
- ・総務省・文部科学省・経済産業省合同懇談会（三省懇）『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告』（2010年6月28日）
- ・『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告』（2011年12月21日）
- ・印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会（中川勉強会）「中間まとめ（案）」（2012年6月25日）

2 シンポジウム等（抄）

- ・早稲田=JASRAC「電子出版をめぐる著作権法上の課題」（2010年11月20日）
- ・文字・活字文化推進機構「出版文化の今後と出版者への権利付与」（2012年7月25日）
- ・CCJP「出版社の新しい著作隣接権を考えるシンポジウム」（2012年11月1日）
- ・出版広報センター「『出版物に関する権利』公開シンポジウム」（2012年11月26日）

III 議論の整理¹

1 総論

- (1) 消極説
- (2) 積極説

2 各論

- (1) 客 体：出版物、出版物等原版、版面
- (2) 主 体

¹ 上野達弘「(特集) 電子出版をめぐる著作権法上の課題：総論」高林龍・三村量一・竹中俊子編『年報知的財産法2011』（日本評論社、2011年）206頁も参照。

(3) 権利

- ① 内容：複製、送信可能化、譲渡、貸与
- ② 性質：排他権、報酬請求権
- ③ 制限
- ④ 存続期間：発行後 10 年、25 年、30 年、50 年

3 他の手段

(1) 前提

(2) 手段

- ① 解釈論の可能性：著作者認定、債権者代位、不法行為法、契約解釈
- ② 契約の活用促進
- ③ (独占的) ライセンスに排他性を付与する立法
- ④ 出版権制度を拡充する立法：現行出版権の拡大、電子出版権の創設

IV 若干の考察

・ひとつの試論

現行出版権をパッケージ型電子出版に拡大

電子配信型出版権の創設

出版者の権利創設（版面、送信可能化権&複製・貸与に係る報酬(二次使用料)請求権)

権利制限規定の再整備（例：図書館における複製・送信、適法利用過程）²

複写等に係る権利管理の整備

著作権契約法の整備³

² オール・オア・ナッシング型の権利制限規定から権利制限&報酬請求権への方向性については、上野達弘「国際社会における日本の著作権法 ―クリエイタ指向アプローチの可能性―」コピライト613号18頁以下(2012年)参照。
また、平成24年著作権法改正によって設けられた国会図書館関連規定の意義と課題については、上野達弘「国会図書館による絶版等資料の送信」ジュリスト1449号(2013年・近刊)参照。

³ 上野・前掲注(2)「国際社会における日本の著作権法」12頁以下参照。